

## 「大分子どもまんなかプラン（第5期計画）」（案）に対する県民意見の募集の結果について

令和7年2月19日  
大分県福祉保健部子ども未来課

令和6年12月13日から令和7年1月20日までの間、県民の皆様から募集した「大分子どもまんなかプラン（第5期計画）」（案）についてのご意見の概要、ご意見に対する県の考え方を取りまとめましたので公表します。

なお、25人の県民の皆様から延べ71件の貴重なご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。

No.	ご意見等	県の考え方及び反映状況
1	<p>P7 第2章 前期計画(第4期)の進捗状況 No.66「知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労率」 (達成率72.4%) 一般就労希望率が低下し、目標値に達成しませんでした。一般就労希望率向上に向け、生徒向け進路講演会を新たに実施することで、就労率の向上を図っていきます。とありますが、一般就労率の向上は15年以上前からずっと文科省が進めてきた事です。これでは「こどもまんなか」でなく「国がまんなか」にならないでしょうか？ 障害者差別解消法が昨年(R6年)4月に改正され、事業者側も合理的配慮が義務化されました。この法律が県内事業者に対してどこまで周知されてどういう取り組みがなされているか？一度調査されてはどうでしょうか？特別支援学校生徒への働きかけだけでなく、事業者への働きかけによっても変わっていく項目だと思います。</p>	<p>障害者差別解消法の改正については、企業・団体向け出前講座をはじめ、動画作成やテレビ、新聞等における広報、スーパーやコンビニでのチラシ配布など、さまざまな方法で周知に努めているところです。 今年度も1月末時点で企業・団体向け出前講座を7回開催し、約400人に受講いただいたところであり、今後とも企業等に対する周知に努めていきます。</p>
2	<p>子ども真ん中とは その子どもを見る大人に笑顔があることが大前提。やはり未来ある働き手である保育者の給与をあなたたち公務員と同額以上にすべき。全国初として、不足額を県の助成金で賄うべく助成金を出したらいかがか。立派な子ども真ん中施策。P8の4 保育所待機児童数は引き続き保育所等の定員拡大を図るとあるが、本当にそうなのか。大分県のどの市町村のどの地区を指しているのか？ イタズラな保育所増設により適正配置が乱れ定員割れしている保育所の方が多いのではないか。「現状、待機児童は多いとはいえ一部のみ市町村に限られている。今後は市町村の実情に合わせ適切に対応する」と変更すべき。市町村も県も施設が定員割れを起こして困らないのか。思考停止から早く脱却すべしかと。外部産業参入推進より社会福祉法人の収益可能な事業の幅を増やし事業者のフットワークをよくすべしである。</p>	<p>保育士の賃金水準は、平成25年度以降累次の改善により、平成24年度と比較して令和6年度は約34%、月額11.3万円程度上昇し、加えて、経験年数等に応じた月額最大4万円の加算も行って、これらを行政から施設へ運営費として支払っています。  待機児童数ゼロを達成しているものの、より自宅や職場に近い、きょうだいと同じ施設が良い、といった理由で入所しない未入所児童が令和6年4月時点で大分市等に823人いることから、「前述のとおりゼロを達成していますが、特定の施設を希望し入所しなかった児童等も相当数いることから、地域のニーズに応じた保育所等の定員拡大等を図ります。」と修正します。</p>

No.	ご意見等	県の考え方及び反映状況
3	1. P6 第1章 こども・子育ての現状 のところ、※少子化の現状に係る統計データを挿入予定とありますが、このデータが以下の内容の妥当性を示すエビデンスになるので作成途中までのデータでもよいので記載が欲しかったです。	第5期計画の作成に係るエビデンスとして、素案P9、P10「前期計画(第4期)における個別事業ごとの評価」を掲載しています。毎年度、県における取組結果については、県民会議に報告の上、大分県のHPでも資料を掲載しています。
4	P11 第2章 前期計画(第4期)の進捗状況 別表 前期計画(第4期)における総合的な評価およびレーダーチャート基準値を全国順位で評価する方法は不適切と思う。実際はわずかな差なのに順位は大きく違う項目(⑩自分にはよいところがあると思うと答えた子どもの割合等)があり、誤解を招く。全国順位を達成率に換算するのは無意味だと思う。P18も同様 同様にP15の(1)個別事業ごとの評価 でも目標値が全国水準以下とか以上とありますが、全国平均に追いつき追い越せの取り組みは寂しい。	総合的な評価については、子育て満足度日本一達成に向け、大局的に大分県の取組や現状について、わかりやすく評価する指標としています。
5	全体的に障がいの有無に関わらず、全ての子どもを対象にしている旨を記載するようにしてください。	本計画のめざす姿「すべてのこどもが健やかに生まれ育つ温かい社会づくり」のとおり、すべてのこどもを対象とした計画にしています。
6	「ヤングケアラー」「交通遺児」など具体的な表記が少なく感じられた。曖昧な表現で誰に焦点が当たっているのか分からない政策よりも、より具体的な表現や政策対象者を絞ったプランにして欲しい。	5期計画では、これまで1つの章であった「きめ細やかな対応が必要な子どもと親への支援」を「様々な困難を抱えるこどもと親への支援」、「多様性を尊重し受け容れる社会づくり」の2つの章に分け、より丁寧な記載をするようにしています。

No.	ご意見等	県の考え方及び反映状況
7	<p>総論編 第4章  (2)総合的な評価指標のうち、指標⑤「合計特殊出生率」は、具体像4「経済的基盤が確保され、希望するライフデザインを実現できている」の指標として示されているが、希望するライフデザインは多様化しており、結婚、出産をすべきという価値観を押し付けているととられかねない。「若者の就業率」などを指標としてはどうでしょうか。なお、合計特殊出生率は、具体像5の指標として活用してはどうでしょうか。</p>	<p>「合計特殊出生率」については、こども大綱の「こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標」でも採用されており、具体像4の指標としています。  結婚、妊娠、出産、子育ては個人の自由決定に基づくものであり、多様な価値観、考え方を尊重することが大前提です。  その上で「若者の就業率」については大分こどもまんなかプラン(第5期計画)の個別事業ごとの評価指標としています。</p>
8	<p>各論編  第1章1節 社会全体の意識づくり  2具体的な取組③  子どもや男女はこうあるべきという、アンコンシャスバイアスの解消 は意識づくりのうえで大きな意味を持つと考えます。アンコンシャスバイアスについては、第1章第3節「男女共同参画…」に記載はありますが、無意識の思い込みは男女に限らないものであり、子どもの人権が尊重されにくい原因の一つと思われる。  具体的な取組の中に、第3節の具体的な取組①のような記載が必要と思います。</p>	<p>第1章1節 社会全体の意識づくり  2具体的な取組⑤として  「社会全体において、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向けた意識啓発を行います。」を追記します。</p>
9	<p>総論編 第5章  第2節 ③県民参加と情報公開  こどもまんなかをテーマにしているからこそ、こどもの意見を聴くことや、こどもの参画や、こどもにわかりやすい情報発信などについて、記載がほしい</p>	<p>各論編  第1章 第2節 2 (1) こどもの権利についての普及・啓発②  第1章 第2節 2 (2) こどもの人権に関する学習の推進②  で記載しています。</p>
10	<p>第2節 こどもの人権を尊重する意識づくり  具体的な取組の中に、「アドボケイトの養成など、子どもの声を聴く大人を増やす仕組みづくり」といった内容を入れてほしい</p>	<p>こども権利条約により、こどもは自己の意見を表明する権利が確保されていることから、いただいたご意見を踏まえ、第2節2の(1)の③として、「アドボケイトの養成など、こどもが自己の意見を表明する際に利用できる仕組み作りに努めます。」と追記します。</p>

No.	ご意見等	県の考え方及び反映状況
11	<p>第5期計画の具体像①に関して、自分には良いところがあると思うと答えた子供の割合が特に低いこと分かりました。そして、「総合的な子育て満足度」レーダーチャートを踏まえた本計画を見ると、子どもの自己肯定感における課題と解決策が他の項目より明示されていないと感じます。同じように平成30年と比べて割合が減少した6歳未満の子を持つ男性の家事・育児関連時間の項目に関しては、男性が育休を取りづらい現状が課題で、広報や啓発、セミナーの開催が解決策であると明示されています。これを踏まえると、子供の自己肯定感の低さについてもその課題と解決策を明示するべきだと思います。ただ子供の自己肯定感を構成する要素は多種多様であると考えられるので、何が課題か探るためにも「自分にはいいところがあると思わない理由」を児童に尋ねるアンケートを行うべきだと思います。</p>	<p>第1章 第2節 こどもの人権を尊重する意識づくり 2 具体的な取組 (3)こどもの自尊感情の醸成に明示しています。</p> <p>また、自己肯定感については令和6年度に大分県こどもの生活実態調査で、「自分らしさはあるか」、「今の自分が好きか」等の設問を設定し、こどもから意見を聴取しました。結果については、県HPで公表していますが、自己肯定感を高める要因の成功体験等、各取組を行っていきます。今後もこどもからの意見聴取を定期的に行い、その課題と解決策を分析します。</p> <p>但し、現時点で回答者が消極的に感じる設問の設定は考えておりません。</p>
12	<p>福岡県では男女共同参画の企画でジェンダーフォーラムがあり、どんな団体でも企画書が通れば年2回の研修に参加できるというイベントが昨年度にあり、そんなフォーラムに若年ひとり親の人たちもイベントとして参加できれば勉強になっていいなあと思います。ジェンダーフォーラムじゃなくても県主催の研修会があればいいなと思います。</p>	<p>本県では、6月の男女共同参画週間に「アイネス男女共同参画フェスタ」を開催し、啓発セミナーを行うほか、任意の団体から企画を募集してワークショップを開催しています。また、団体等の要望に応じて講師を派遣する出前講座も行っていますので、県民の方々への広報に努めます。</p>
13	<p>第3節 男女共同参画に関する意識づくり タイトルを、「ジェンダー平等に関する意識づくり」とし、SDG'sの観点や、性別に関わらずという視点を盛り込んだ内容にしてほしい</p>	<p>タイトルについては、現行の他の計画との整合性を図るため原案のままとしますが、ご意見は、次期男女共同参画プランの策定にあたって参考にします。</p> <p>ご意見を参考に「男性も女性も」といった表記2カ所を「性別に関わらず」に変更します。</p>

No.	ご意見等	県の考え方及び反映状況
14	<p>全体的に「充実を図ります」「促進します」などの言葉が多く、具体的に何をするのが分からない。 各議論の第2章「こどもの健やかな成長と母親の健康を支える環境づくり」の支援の対象が母親だけなのはなぜか。</p>	<p>本計画では、国のこども大綱を勘案し、こども施策に関する基本施策を定めています。本プランの進捗状況を毎年度フォローアップし、優良事例や社会状況の変化を踏まえ、更なる取り組みを推進できるような表現にしています。</p> <p>&lt;母親だけが対象の理由&gt; この節では、対象が、「妊娠・出産」をする母親となる者への直接支援や環境づくり、または、母親を介して胎児・児にダイレクトに影響を及ぼすことに関する支援についての記載となっています。&lt;周産期医療・妊婦健康診査・精神的リスクを持つ妊産婦・口腔の健康管理&gt;</p>
15	<p>第2章第1節 こどもや母親への健康づくり チャイルドラインに届く相談では、特に、性に関する知識不足や誤った情報で戸惑い悩む子どもたちからの声が大変多いのが実態です。幼児期から親子で性教育を学んだり、学校での包括的性教育を推進することが、自分も相手も尊重する、命を守ることに繋がると考えます。性教育等に関する記載をきちんとどこかに入れてほしいです。性をめぐって子どもを被害者にも加害者にもしないためには、性(セクシュアリティ)についての科学的知識を身につけることが不可欠です。また、デートDVやDVの防止啓発などもどこかに記載が必要と思います。</p>	<p>第2章第2節2(3)④「性に関する指導については、こどもの発達段階を踏まえ、保護者の理解を得ながら、学校 全体で共通理解を図り、保健体育科や特別活動等における集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うように努めます。」のとおり、こどもが個々に抱える課題に対しては個別に指導を行うなど、指導の充実に向けてまいります。</p> <p>また、第2章第2節の2具体的な取組の(2)に以下の取組を記載します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心身の発達段階に応じたデートDVに関する講座を実施します。また、DV防止啓発用冊子の活用により、若年層への効果的な啓発に取り組みます。</li> </ul>
16	<p>第2節 思春期からの健康づくり 第1節でも申しましたが、幼児期から段階的に性教育を進めることが大事と考えます。幼児や児童の性被害をなくしたいです。また、小学生のうちから過剰なダイエットやうつ病などもあり、「健康づくりは思春期以前から必要」と考えます。</p>	<p>第2章第2節2(3)①「保健、医療、福祉等の関係機関と連携し、学校保健委員会の役割・機能の充実」を通じて、発達段階に応じた健康教育や心身の成長を支える支援として学校保健委員会を活用するなど、こどもの健康づくりに取り組みます。</p>

No.	ご意見等	県の考え方及び反映状況
17	<p>拝読させていただきました。よくまとめられていて、無理ない目標値であり、素晴らしいとおもいます。次回の見直しの際で良いので、ひとつ追加をお願いしたいです。3節 病気への支援に 当該の治療のこどもではなくそのきょうだい児童に対する支援もお願いしたいです。例えば、ドナルドハウスのような。長期にわたり親や入院児童と離れて暮らすこどもは、寂しさと不安で押しつぶされそうです。家で待っていることを強いられ、わがママを言わないように我慢していると思います。(かつて私がそうだったように) ホテルなどの宿泊でも結局はお金がかかるので、経済的支援を保護者に。精神的安心感を子どもに、何か考えてくださると嬉しいです。</p>	<p>大分県では令和5年度より、大分県独自の事業として小児慢性特定疾病児童等の長期入院にかかる患者家族の付き添い入院時の身体的・経済的な負担軽減および家族の心理的なサポートによる児童等の心身の発達・自立支援を図るため、長期入院に付き添った家族のホテル等の宿泊施設の利用に係る経費に対して一部助成を行っており、2具体的な取組の(2)③の記述がそれに該当します。</p> <p>引き続き、長期療養が必要な子どもとその家族の経済的負担、精神的不安の軽減に向けた取組を進めてまいります。</p>
18	<p>内容的にバランス良く上手にまとまっていると思います。新たな視点も入っているようで、プランニングに本気さも感じました。ただ、数値目標で1ヶ所だけ残念な点が。食育の「1ヶ月に1回」は少なすぎると感じます。心身をはぐくむ食育は日常的に実践することが大切なので、その意識を県民に持ってもらうためにも、回数にとらわれすぎることなく「暮らしの中で食育を意識した食生活や子育てを実践する家庭を増やす」ことを目指すほうが現実的であり、子育て・子育ての効果も高まると思います。</p>	<p>食育推進のためには、学校現場での取組が大切になることから、この指標を設定し、目標値を100%としたところです。学校給食を通じた食育が全校で実施されることで、こどもがより実感を持って地域の食についての理解を深めるとともに、食文化が次世代へ継承されていくものと考えています。</p> <p>ご意見のとおり、食育は日常的に実践することが大切です。目標指標の達成とあわせ、親子料理教室や食育に関する講演会等へ講師を派遣するおおいた食育人材バンク事業などを通じて、県民の意識の向上にも努めてまいります。</p>
19	<p>第3章 大分県5歳児指導の記録の活用をすることが幼児教育・保育の質の向上が期待されます。具体的な取り組みの中で、活用の推進をする旨を記載をお願いします。</p>	<p>第3章 第1節 第1項 幼児教育の充実 2 具体的な取り組み ④「幼稚園、保育所、認定こども園等幼児教育施設において、保育者が行ってきた援助や指導を小学校に適切に伝達し、就学前後におけるこどもの育ちをつなげるため、関係各課が連携しながら、幼児教育施設、小学校における「5歳児指導の記録」の活用を推進します。」を追記します。</p>

No.	ご意見等	県の考え方及び反映状況
20	<p>第3章第1節            保育士や幼稚園教諭、教職員による、いじめや暴力、性加害が無くなりません。このような現状をなくすために、県として具体的な取組みがあるのでしょうか。</p>	<p>保育園については、性被害の防止等に資するため、こどものプライバシーを保護するパーテーション等の設置や保護者からの確認依頼等に応えるため支援内容を記録するカメラの設置費用に対し助成を行っています。</p> <p>保育士や幼稚園教諭については、「集合研修」やオンデマンド教材を活用した「オンライン研修」により、不適切保育による幼児の影響等について触れ、根絶に向けた取組を進めているところです。また、不適切保育が疑われる場合、市町村の求めに応じて、指導主事導及び幼児教育スーパーバイザーを園に派遣して、改善に向けた指導・助言も行っています。</p> <p>教職員においては、不祥事を根絶するため、各学校において年4回勤務規律保持に関する研修を実施するとともに、性暴力等の防止に関する取組事例集や研修動画等を活用した研修を随時実施するなど未然防止の徹底を図っています。</p>
21	<p>P36内にて、幼児教育の質の向上に向けた研修や助言、架け橋期のカリキュラム作成の際に「保育所保育指針」や「幼保連携型認定こども園教育保育要領」、「幼稚園教育要領」を根拠にすることを記載するとともに、大分県で作成した「大分県5歳児指導の記録」をツールとして活用することを記載してください。</p>	<p>ご意見を踏まえ、            第3章第1節第1項2②「幼稚園、保育所、認定こども園等幼児教育施設における教育力・保育力の向上を図るため、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を基にした各種研修会等を開催するとともに、園からの要請に応じて幼児教育スーパーバイザーを派遣し、園内研修の支援や助言を行います。」に修正し、            第1項2に「④幼稚園、保育所、認定こども園等幼児教育施設において、保育者が行ってきた援助や指導を小学校に適切に伝達し、就学前後におけるこどもの育ちをつなげるため、関係各課が連携しながら、幼児教育施設、小学校における「5歳児指導の記録」の活用を推進します。」を追記します。</p>



No.	ご意見等	県の考え方及び反映状況
22	<p>P37 第3章 こどもの生き抜く力を育む機会づくり 第2項 確かな学力の育成 の数値目標が全国平均正答率との比較数値になっているが、全国学力テストの結果を追い求める結果にならないか？</p>	<p>こどもたちが夢に挑戦したり自己実現を果たしたりするために必要となる資質・能力を確実に育成するためには、児童生徒の学力の状況を把握し、授業改善に生かすことが重要です。調査結果からどのような資質・能力に課題があるかを丁寧に分析するとともに、その課題解決を目指した授業改善を進めることを大切にしたい取組を進めてまいります。</p>
23	<p>このプランのめざす姿を私たちも念頭に置き41年間地域に根差し活動してきました。子どもの権利条約31条にあるよう子どもが文化や芸術に参加する権利を保障しなければならないし、成長発達には欠かせません。成長発達に応じた舞台芸術との継続的な出逢いは、親子の精神的絆を深め、地域の人々と観続けることで思いやる感情が芽生え、お互い様の人間関係が生まれます。このプランを実現するにはつながりが必要不可欠だと思います。地域で舞台芸術との出逢いを増やしていくことを提案します。0歳から観れる舞台芸術が日本でも20年前から創られています。子ども劇場のある大分市・別府市・中津市・日田市・佐伯市だけの上演。学校公演の数もコロナ禍後ますます減っているようです。親子であそび・舞台芸術にふれられる環境を一緒に創っていきたい。親子が集う公民館の整備やホール借用時の経費の軽減を検討頂けると機会が広がって行くと思います。</p>	<p>第3章 第1節 第3項 豊かな心の育成 2 具体的な取組(2)文化芸術活動の充実、(4)体験活動の充実に記載しています。</p>

No.	ご意見等	県の考え方及び反映状況
24	<p>P38 第3項 豊かな心の育成 の数値目標が、読書が好きな児童生徒の割合になっているが適切な数値目標とは思えない。</p>	<p>読書活動は、こどもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で重要です。その上で、文部科学省「全国学力・学習状況調査」における「読書は好きですか」という質問に肯定的回答をしたこどもの割合を数値目標として設定し、こどもたちが読書を好きになるような取組や環境の整備を進めてまいります。</p>
25	<p>P44,45 第4章 様々な困難を抱えるこどもと親への支援 第1節児童虐待に対する取組の強化 子ども家庭センターと児童相談所の違いや役割分担がわかりにくい。窓口が増えてどこに連絡すればよいかわかりにくくないか？ 相談のたらい回しでなくワンストップで必要な支援先につながる工夫が必要と思う。</p>	<p>こども家庭センターは、地域において、児童虐待発生防止に向けて母子保健と児童福祉の連携・協働による支援を行い、児童相談所は専門的支援を行っており、要保護児童対策地域協議会において関係機関と情報共有や連携を図っています。すでに14市町村が設置しています。 また、速やかに通告ができる児童相談所全国共通ダイヤル「189」の周知に取組み、早期発見と早期対応を図っていきます。 こどもに関する相談は、こども家庭センターと児童相談所のどちらに連絡していただいてもよく、互いに連携して対応させていただきます。</p>
26	<p>第4章第1節 児童虐待に対する取り組みの強化 (1)児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応や(4)いじめ・不登校を契機としたこどもの自殺対策の推進 において、子どもの声を聴こうとする大人を増やすことやチャイルドラインなど民間団体の活用・連携も検討していただきたい。</p>	<p>記載のとおり関係機関と連携し、取り組みを強化していきます。</p>

No.	ご意見等	県の考え方及び反映状況
27	<p>資料46ページにある里親について。実際里親さんを利用した経験からいうと里親の啓発という点は、強く進めて欲しい。利用から帰って来た当時、子供の心は傷付き荒んでおり、3年ほど経った今でも里親さんへの不満を日常的に口に出しているため、利用したことを親として後悔しない日は無い。</p>	<p>資料P46の2(1)②に記載の「啓発」は、県民の方々に里親制度のことを知ってもらい、里親制度に対する意識を醸成していくことを意味しています。</p> <p>ご意見でいただいた内容についてですが、県中央児童相談所において、里親に対し、日々の養育の支援や状況に応じた必要な指導を行っています。</p>
28	<p>第4章 児童養護施設やファミリーホームを卒業したあとの児童が成人期を迎えて、自立した際に困難さを抱えているケースについてよく耳にします。具体的な取り組みの中で就労支援・生活支援について触れていますが、具体的にどのような機関がサポートを行うのか記載をお願いします。</p>	<p>第4章第2節-2-(3)-①のとおり、社会的養護自立支援拠点事業者(児童アフターケアセンターおおいた)が児童養護施設退所者等の自立を促進しています。</p>
29	<p>第2節(4)「アドボケイトによる面談……」とあるが、「アドボケイトの養成」については記載が無い</p>	<p>いただいたご意見をふまえ、第4章第2節2の(4)の①に追記します。</p> <p>「①こどもの権利擁護の視点から、施設職員や里親等へ養育力向上のための研修を実施するとともにアドボケイトによる面談、児童福祉審議会への意見表明制度等、こどもが自らの意見を表明し、自己決定できる環境づくりを進めます。そのために、アドボケイトの募集及び養成に努めます。」</p>

No.	ご意見等	県の考え方及び反映状況
30	<p>第3章第2節 家庭や地域の教育力の向上  「こどもの居場所づくり」や「こども食堂」については、『第4章 様々な困難を抱えるこどもと親への支援 第3節(6)こどもの居場所づくり』の欄に記載があるが、貧困家庭だけでなく孤独孤立対策としても重要な役割を担っていることから、地域の力としてこの欄にも掲載してほしい</p>	<p>第4章第3節(6)③で孤独孤立対策としての記載をしています。</p>
31	<p>ひとり親の自立を促すような行事があればいいと思います。リーダー研修で母子会の各支部のリーダーを育て、中心になってまとめてもらいたい。</p>	<p>県内の各ひとり親団体の指導及び連絡調整を行い、ひとり親家庭の福祉増進に資する事業を行っている一般財団法人大分県ひとり親家庭福祉連合会と引き続き連携を深め、ひとり親家庭の生活の安定と向上を進めていきます。</p>
32	<p>第4節(2)⑦ 面会交流の実施に向けた支援  父母の同意があった場合とあるが、子どもの同意も入れてほしい。</p>	<p>いただいたご意見をふまえ、第4章第4節2(2)⑦を修正します。「こどもと非同居親との面会交流について、無料相談会を通じ、具体的な方法などのアドバイスを行うとともに、親子の同意に基づく面会交流を支援します。」</p>
33	<p>2, 具体的な取り組み  (1)いじめ・不登校対策の強化・充実や(3)いじめ・不登校を契機としたこどもの自殺対策の推進 において、子どもの声を聴こうとする大人を増やすことやチャイルドラインなど民間団体の活用・連携も検討していただきたい。</p>	<p>記載のとおり関係機関と連携し、取り組みを強化していきます。</p>

No.	ご意見等	県の考え方及び反映状況
34	<p>(1)③ 独立性・専門性のある意見表明支援者を学校に配置する。            教員やスクールカウンセラーなども意見表明支援者の役割を一定果たすことができますが、子どもから見ると評価する人や学校側の人です。子どもにとって利害関係がない、評価しない第三者が意見表明支援員となることで、子どもは安心して自分の意見を表明できます</p>	<p>第1章第2節2(1)②「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」等に基づいた学習をとおして自分の暮らしや将来に関し、自由に自分の夢や気持ち、意見を大人に伝えられる機会の充実」や(2)②「こどもが、相手の意見を受け止めながら自分の思いもきちんと伝えるなど、発達段階に応じて意見表明する力量を高めるための学習」などを通じて、子どもたちが安心して自分の意見を表明できるよう、学校全体でこどもの権利が守られるよう引き続き取り組んでまいります。</p>
35	<p>不登校の子どもたちが目に見えて増えていて、知り合いの子どもは高校のカウンセラーの予約待ちだけでも20人、カウンセリングを受けようとする子もいるので不登校、不登校予備軍も多いです。いろんな選択肢があればいいのにと思います。高校を卒業してからの将来の不安もあると思います。</p>	<p>第4章第5節2(1)①「24時間子供SOSダイヤルやいじめ相談(メール)、LINE相談、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等によるいじめ等相談窓口の設置を設置して、いつでもどこでも児童生徒や保護者から、いじめや悩みの相談ができるように相談体制の充実を図る。」のとおり、引き続き、相談を行いやすい体制整備に努めてまいります。</p>
36	<p>P56(1)④に大分県で作成した「大分県5歳児指導の記録」をツールとして周知と活用を推進することを記載してください。</p>	<p>第5章 第1節 障がい児への支援            ④「発達が気になるこどもや家庭環境が気になるこどもなどを含め、すべてのこどもがライフステージを通じて適切な支援を切れ目なく受けられるようにするため、特に小学校就学前後における関係者間の情報連携・支援体制の構築を図る「大分県就学前後の切れ目ない支援体制構築のためのガイドライン」の活用を推進します。また、幼児教育保育施設が作成する「5歳児指導の記録」を活用し、関係機関との連携を図ることもできます。」と追記します。</p>
37	<p>大分県発達障害支援専門員養成研修と派遣事業、5歳児指導の記録と大分県就学前後の切れ目ない支援体制構築のためのガイドライン等の記載がない。子どもを真ん中に考えたら、当然含まれるべき内容と考える。内容的に不十分。</p>	<p>大分県発達障害支援専門員養成研修と派遣事業については、No.45のとおり、ご指摘を踏まえた文言を追記しました。</p>

No.	ご意見等	県の考え方及び反映状況
38	<p>第5章 第1節 障がい児への支援 について</p> <p>めざす姿」に「切れ目のない一貫した支援」があげてあり、非常に重要な視点と考えられますが、「2. 具体的な取り組み」の中で、そのための施策に関する記述が不十分です。とくに近年対象児数の増加が著しい発達障がい児の支援に不可欠なネットワークの構築や連携が深められるべき人材、組織については記述が欠落している重要な事項があります。計画は、県が遂行する施策の方向性を明示するものですから、担当者が理解していればよいというのではなく、広く県民に周知を図る必要があるため、だれにでもわかるように記載すべきです。また、もし成人にも適用される障害福祉施策と重複することを理由に記載を控えたとすれば、そういう姿勢は「切れ目のない一貫した支援」を妨害する縦割り行政の弊害と考えられますので、以下の点について加筆をお願いします。○大分県就学前後の切れ目ない支援体制構築のためのガイドライン</p> <p>子ども未来課が中心にまとめたと聞いていますが、このガイドラインの記載が欠落しています。(1)④が該当する箇所と思われるのですが、同ガイドラインについて記述が必要です。</p> <p>同様に、子ども未来課が2024年3月に市町村児童福祉主管課長あてに周知を依頼した「5歳児指導の記録」の活用についても記述すべきと考えます。</p>	<p>第5章 第1節 障がい児への支援</p> <p>④「発達が気になるこどもや家庭環境が気になるこどもなどを含め、すべてのこどもがライフステージを通じて適切な支援を受けられるようにするため、特に小学校就学前後における関係者間の情報連携・支援体制の構築を図る「大分県就学前後の切れ目ない支援体制構築のためのガイドライン」の活用を推進します。また、幼児教育保育施設が作成する「5歳児指導の記録」を活用し、関係機関との連携を図ることもできます。」と追記します。</p>

No.	ご意見等	県の考え方及び反映状況
39	<p>子供まなかは大切ですが、障害のある子供をもつ親としては一時的な問題からの回避としての支援となっていたと過去を振り返ると感じています。障害の程度が重度でなかったり、収入も300万みたない場合などある程度に見える場合にはなかなか公共的な援助はあまり受けられませんでした。実際には民間の援助に頼るしかなく、その部分への援助も考えてもらえるよかったですと思います。実際に公共の援助は年を重ねるごとに減っていきませんが、反対に年をとるごとに子どもの自我も芽生えさらなる援助や支援体制が必要だと感じています。表にでない、社会にでていくことのできない子どもたちのためへの援助、支援の体制を民間も含めて協働していけるようになるとういと感じています。</p>	<p>乳幼児期の健診等を通じた障がいの早期発見・早期療育、就学期の教育機関との連携、卒業後の就労・定着支援など、今後とも官民一体となって、ライフステージを通じた切れ目のない支援の充実に努めていきます。</p>
40	<p>第5章「多様性を尊重し受け入れる社会づくり」 第一節「障がい児の支援」 についてですが… 大分県発達障がい支援専門養成研修(SV)と派遣事業の記載が漏れています。 それから、5歳児指導の記録と就学前後の切れ目のない支援体制の為のガイドラインなどの記載もよろしくお願い致します。</p>	<p>第5章 第1節 障がい児への支援 ④「発達が気になることもや家庭環境が気になることもなどを含め、すべてのこどもがライフステージを通じて適切な支援を切れ目なく受けられるようにするため、特に小学校就学前後における関係者間の情報連携・支援体制の構築を図る「大分県就学前後の切れ目のない支援体制構築のためのガイドライン」の活用を推進します。また、幼児教育保育施設が作成する「5歳児指導の記録」を活用し、関係機関との連携を図ることもできます。」を追記します。</p>
41	<p>第5章「多様性を尊重し受け入れる社会づくりの」第1節障害児への支援 2「具体的な取組のなかに」 ・「大分県発達障がい者支援専門員養成研修と派遣事業」 ・「5歳児の指導の記録」 ・「大分県就学前後の切れ目のない支援体制のためのガイドライン」を明記してください。</p>	<p>第5章 第1節 障がい児への支援 ④「発達が気になることもや家庭環境が気になることもなどを含め、すべてのこどもがライフステージを通じて適切な支援を切れ目なく受けられるようにするため、特に小学校就学前後における関係者間の情報連携・支援体制の構築を図る「大分県就学前後の切れ目のない支援体制構築のためのガイドライン」の活用を推進します。また、幼児教育保育施設が作成する「5歳児指導の記録」を活用し、関係機関との連携を図ることもできます。」を追記します。</p>

No.	ご意見等	県の考え方及び反映状況
42	<p>過疎になってはさびれるばかりで、「5歳時検診」なども前向きに検討頂き「子ども」を大事にしていきたいです。プツンと切れめのない、就学前後の支援から成人後も引き続き宜しくをお願いします。</p>	<p>【5歳児健康診査】 第2章 第1節 こどもや母親の健康づくり 2.(4)①の取組に包含しています。 具体的には、以下を取組みます。 こども家庭庁の要件に沿った5歳児健康診査を、現在、4市村が実施しています。市町村の状況に応じ、県医師会・県小児科医会や県障害福祉課等と共に健診後のフォロー体制も同時に整備に努めます。</p> <p>【就学前後の支援から】 第5章 第1節 障がい児への支援 ④「発達が気になるこどもや家庭環境が気になるこどもなどを含め、すべてのこどもがライフステージを通じて適切な支援を切れ目なく受けられるようにするため、特に小学校就学前後における関係者間の情報連携・支援体制の構築を図る「大分県就学前後の切れ目ない支援体制構築のためのガイドライン」の活用を推進します。また、幼児教育保育施設が作成する「5歳児指導の記録」を活用し、関係機関との連携を図ることもできまると追記します。</p>
43	<p>「⑥障がい児の在宅支援の実施主体である市町村と、地域の中核的な相談・療育施設である児童発達支援センターが連携して、センターを中心とする障がい児に関わる保健、医療、福祉、教育、就労支援各関係機関等のネットワークづくりを進めるよう支援します。」←この中に「発達障がい者支援センター」を加えてください。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、第5章第1節2(2)③に発達障がい者支援センターの役割を追記しました。</p>



No.	ご意見等	県の考え方及び反映状況
44	<p>第5章 多様性を尊重し受け容れる社会づくり  第1節 障がい児への支援  医療的ケア児および強度行動障がい時への対応が記述されていることは大いに評価できる。  しかし、そうした子どもたちが学校を卒業し社会に出た時の受け皿がないと片手落ちになってしまう。受け皿の確保が必要。</p>	<p>就労系障がい福祉サービス事業所の整備等、卒業後の受け皿のさらなる充実に努めていきます。</p>
45	<p>子どもが障がい児で福祉に頼りっぱなしで申し訳ないですが、何も知識がない方に、対応されるとお互いどうしてよいかかわらず大変です。「人手不足」は否めませんが、せめて大分県発達障がい者支援センターのSV専門か養成は引き続き力を注いでいただき、現役の方、お仕事退職された方、どなたでも「こんな子知ってる」みたいな方を増やして人材育成してもらいたいです。</p>	
46	<p>第5章 ・障がい児への支援において、「大分県発達障がい者支援センターECOAL」が行っている「大分県発達障がい者支援専門員」の養成と派遣を活用することで、発達支援の質の向上を目指す旨を記載をお願いします。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、第5章第1節2(2)③に「発達障がい児の支援にあたっては、大分県発達障がい者支援センター「ECOAL(イコール)」において専門人材を養成し、地域の保育所等に派遣するなど、発達障がい児支援の質の向上とネットワーク強化を図ります。」という文言を追記しました。</p>
47	<p>P57(2)に発達障がい児支援の充実に向けて、大分県発達障がい者支援センター連絡協議会が中心となって大分県発達障がい者支援専門員の養成と派遣を継続することで発達支援のネットワークや質的向上を目指すことを記載してください。</p>	
48	<p>P57(3)⑥のところ、「大分県発達障がい者支援専門員等の専門家による相談や派遣」を追記してください。</p>	

No.	ご意見等	県の考え方及び反映状況
49	<p>○支援ネットワークの在り方について</p> <p>発達障害に関しては、大分県では「発達障がい者支援センター」ECOALを支援の中核におき、直接的な対人支援だけでなく、人材育成と関係機関との情報共有や連携を進め支援ネットワークを構築してきたという歴史があります。しかるに本計画のネットワークの記載には児発の文言はあるのに「発達障がい者支援センター」の記載がありません。本計画は関係者や保護者等に周知されるべきものですから、支援ネットワークの中心にECOALがあることを明記する必要があります。</p> <p>発達障がい児を支援するネットワークを構成する重要な人材として、大分県では「発達障がい者支援専門員(SV)」の研修と派遣事業を行ってきました。SVは今日成人の支援にも活躍していますが、当初は発達障がい児とその家族、福祉施設や学校等を支援することを目的に養成され、県の派遣事業も続けられてきたものです。ちなみにSVは大分県独自の人的資産というべき存在であり、識者や厚労省から高く評価され、全国での展開が検討されました。</p> <p>また、SVは特別支援学校の巡回相談と並行して、特別支援教育の対象児や保護者の支援にも活躍していますので、教育の項にも記載が必要と思われます。</p> <p>発達障がい児と家族の支援ネットワーク形成に尽力し、実際に支援者として重要な機能を果たしているECOALおよびSVに関する記述が、障がい児の支援計画に記載されていないのは重大な誤りというべきです。発達障がい児に特化した支援の仕組みを障がい児全体の支援計画に書き込むのは容易ではないかもしれませんが、発達障がい児に特化して詳述した項目も存在しているのですから、正確な記述をお願いします。</p> <p>なお、ペアレントメンターは一般的な記述になっていますが、養成研修や派遣事業は発達障がい児に関する家族支援として実施されているはずです。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、第5章第1節2(2)③に「発達障がい児の支援にあたっては、大分県発達障がい者支援センター「ECOAL(イコール)」において専門人材を養成し、地域の保育所等に派遣するなど、発達障がい児支援の質の向上とネットワーク強化を図ります。」という文言を追記しました。</p>

No.	ご意見等	県の考え方及び反映状況
50	<p>P57、66に「大分県就学前の切れ目のない支援体制の構築のためのガイドラインのP11 支援・連携にかかわる地域の人材表1」のように関連機関を具体的に記載することで地域資源の周知になり、支援の充実につながると考えるので参照して欲しい。</p>	<p>トピックに掲載します。 「児童発達支援センターについて」</p>
51	<p>第5章第3節 タイトルを「性的少数者の多様性を抱える……」を、「セクシュアリティに関する不安を抱える」に変えてほしい 「ジェンダーアイデンティティ性自認」は「ジェンダーアイデンティティ(性自認)」の誤りでしょうか？</p>	<p>より分かりやすい表現とするため、「性的指向等に悩みを抱えるこどもへの支援」に変更します。 ご指摘のとおり、言葉が重複しているため、「ジェンダーアイデンティティ」に修正します。</p>
52	<p>第6章 将来の見通しを持つことができ、結婚、妊娠・出産の希望が叶う環境づくり 第1節 結婚、妊娠・出産への支援 OITAえんむす部出会いサポートセンターの存在を知らなかった。周知が課題では？</p>	<p>OITAえんむす部出会いサポートセンターの周知についてはSNSやWEB広告等を用いて、センターの対象である20代～30代の男女をターゲットに効果的な情報発信を行っています。引き続き広報の強化を行っていきます。</p>
53	<p>P63 数値目標のプレコンセプションケアの啓発にかかる講座の受講者数 単位は回でなく人が正しいのでは？</p>	<p>当初受講回数を予定していましたが、受講者数に変更しましたので、ご意見のとおり「人」が正しいです。</p>

No.	ご意見等	県の考え方及び反映状況
54	<p>P66の⑨の「ショートステイ事業」と、P67の⑩の「トワイライトステイ事業」の記述において、「児童養護施設等で…預かる」との表現があるが、預かり先として「里親」及び「ファミリーホーム」の活用も行われており、また今後その更なる活用が求められると考えられることから、当該部分に「里親」及び「ファミリーホーム」も明記してもらいたい。「児童養護施設等」の「等」に含まれているとお考えとは思いますが、家庭養育優先原則の理念にも鑑み、ぜひ追加して明記していただくよう求めたいと思います。</p>	<p>児童福祉法の改正により、国は家庭支援事業の実施を推進している中、市町村としても子育て短期支援事業を推し進めるにあたり、更なる委託先の確保が必要となります。そのため、いただいたご意見のとおり、里親及びファミリーホームを追加して明記します。</p> <p>※児童養護施設等→児童養護施設、里親及びファミリーホーム等</p>
55	<p>P66内にて、地域子育て支援サービスの充実に向けて、大分県で作成した「大分県就学前後の切れ目ない支援体制構築のためのガイドライン」を参照しながら支援ネットワークを推進するように記載してください。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、第7章 第1節 地域子育て支援サービスの充実 2 具体的な取り組み</p> <p>◎「「大分県就学前後の切れ目ない支援体制構築のためのガイドライン」に基づき、すべてのこどもがライフステージを通じて適切な支援を切れ目なく受けられるようにするため、特に小学校就学前後における関係者間の情報連携・支援体制の充実を推進します。」を追記します。</p>

No.	ご意見等	県の考え方及び反映状況
56	<p>第7章 「大分県就学前後の切れ目ない支援体制構築のためのガイドライン」を元に切れ目のない支援ネットワーク作りを進めていく旨について記載をお願いします。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、第7章 第1節 地域子育て支援サービスの充実 2 具体的な取り組み            ◎「大分県就学前後の切れ目ない支援体制構築のためのガイドライン」に基づき、すべてのこどもがライフステージを通じて適切な支援を切れ目なく受けられるようにするため、特に小学校就学前後における関係者間の情報連携・支援体制の充実を推進します。」を追加します。</p>
57	<p>ファミリーサポートはなかなか最初のハードルが高いように感じる親もいるようです。予約もなしに気軽に急な用事でも預けられるような施設があれば助かると思います。</p>	<p>ご承知のとおり、ファミリー・サポート・センターのご利用には、事前の登録と援助会員さんとの打ち合わせが必要となりますが、マッチングが整うと、会員同士のやりとりでお預けすることも可能です。            そのほかにも、事前登録や数日前までの予約が必要となりますが、市町村において、保護者が何らかの理由で保育が出来ない場合、就園していない乳幼児を預かる一時預かり事業も実施されています。            今後とも、より利用しやすい子育てサービスの推進に向け努めていきます。</p>

No.	ご意見等	県の考え方及び反映状況
58	<p>長期休みの時の児童クラブが使えなくなるらしく、来年度からの夏休みなどの子供の居場所に困っている、不安だという話を聞きます。</p>	<p>放課後児童クラブの施設整備等による受皿の拡大や、認定研修による放課後児童支援員の養成、経験年数等による加算制度を活用した処遇改善などによる支援員の確保など、市町村とともに、受入児童数の拡大に向け、取り組んでいきます。</p>
59	<p>第7章 地域ぐるみでこどもを育む環境づくり 第1節 地域子育て支援サービスの充実 「子育て支援サービス」「ファミリー・サポート・センター」などの文言が並ぶが、前出の子ども家庭センターとの違いが分かりにくい。 また、P67数値目標 トワイライトステイ事業実施市町村数 がR5年14からR11年13に減少しているのは何故？理由がほしい。</p>	<p>トワイライトステイ事業実施市町村数は、最新の市町村状況集計により、目標数値を16に変更します。</p>
60	<p>P69 第7章 地域ぐるみでこどもを育む環境づくり 第2節 幼児期の教育・保育の環境整備 数値目標 教育・保育施設定員数(2号認定および3号認定)の定員数が増えているのに認定こども園のR11年目標数が減っているのは何故か？</p>	<p>前回計画の数値が記載されており、正しくは検討中でした。</p>

No.	ご意見等	県の考え方及び反映状況
61	<p>ちょっとした心配ごと、悩みを聞いてくれる人を育成する。その人は、聞くだけでも良くて、相手を否定しない。もし、何か提案や情報があれば伝え、決めるのは本人。例えば 1、料理が苦手→電気調理器紹介。栄養面を考える人向き。高いなら、子育て世代には補助金や県がレンタルなど 2、ゲームする時間がなくてストレス→子どもがいるなら気軽に預かれる所を作る(罪悪感を感じさせない) 3、障害児が生まれたら不安→寄り添ってくれる所をつくり心配いらぬことを伝える 4、離婚や死別で、一人お父さんやお母さんになっても安心して子育てできる体制づくり どんな些細なことでも話せる場所や人が必要で、さらに対応できるシステムができるといいな～</p>	<p>大分県では子育て支援に関する、各種相談窓口については県ポータルサイト「子育てのタネ」に集約しわかりやすく提供できるよう努めています。今後も、インスタグラムなどSNS等を活用し、創意工夫した情報発信に努めます。</p> <p><a href="https://kosodatentane.jp/information/soudan-madoguchi.html">https://kosodatentane.jp/information/soudan-madoguchi.html</a></p>
62	<p>第9章第1節 子育てしやすい生活環境づくり この節のタイトルだけ、「子育て」という表現となっていますが、めざす姿や具体的な取り組み内容は、「子育てしやすい」内容であり、違和感があります。 「子育て」の観点からのプランも必要と思います。 子どもが自ら体験し、たくさんものを見て触れて、時には失敗する中で成長していける環境づくり。(参考)世田谷区の「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーにしたプレーパーク</p>	<p>こども目線になると考え、節のタイトルを設定しました。 ご指摘を踏まえ、めざす姿の表現を修正します。</p>
63	<p>第9章第4節 こどもを犯罪から守る環境づくり 幼児期からの段階的な性教育や学校での包括的性教育は、犯罪被害の未然防止や犯罪被害にあった子どもへの支援につながる大切な取り組みと考えますので、記載してほしいです。</p>	<p>第2章第2節2(3)④「性に関する指導については、こどもの発達段階を踏まえ、保護者の理解を得ながら、学校 全体で共通理解を図り、保健体育科や特別活動等における集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うように努めます。」のとおり、こどもが個々に抱える課題に対しては個別に指導を行うなど、指導の充実に努めてまいります。</p>

No.	ご意見等	県の考え方及び反映状況
64	<p>社会福祉法人が地域のふれあいコミュニティとなるべく、保育所だけにとどまらず、貧困対策として対応すべくパン屋や子ども食堂など、人々がふれあいのできる居場所づくりが併設できる仕組みづくりが大切なのではないかと！ 各制度は確立されていても、制度と制度がうまく併合できるようになっていない。人が作る制度なら既存の制度をぶち壊して、フットワークの軽い運用となり得る制度構築を早急に整備して、現在の待ったなしの少子高齢化時代に子育て満足度日本一の大分県から笑顔豊かな子育て満足度へとしていかないと、地球が待ってくれない。毎回毎回同じことを繰り返さない。児童発達と放課後デイの合わせ施設の乱立による保育の質の低下問題と保育士の絶対的不足問題。上記施設の保育所への「送と迎」の子どもに与える精神的及び教育的負担とその弊害の考察がない。また、施設間連携の名の下に法整備なき送迎が行われている状況への警鐘。</p>	<p>社会福祉法人は、社会福祉法に規定され、基本的に社会福祉法に規定される第1種社会福祉事業と第2種社会福祉事業を行う法人とされます。現在パン屋や子ども食堂は、上記社会福祉事業に位置付けられておらず、社会福祉法人がパン屋や子ども食堂を実施する場合は、収益事業、その他事業として、社会福祉事業に影響のない範囲であれば行うことは可能です。その実施に当たっては、定款に沿って、法人内で組織的に合意形成を行い定款変更が所轄庁により認可されれば可能となります。</p> <p>児童発達支援事業所等の増加がサービスの質の低下を招かないよう、今年度から地域での集団指導やオンラインでの事業所説明会を開始したところです。</p> <p>なお、送迎のあり方については給付決定主体である市町村と地域の事業所、保育所等が密に連携を図り、個々の児童の状況に応じた適切なサービスを提供すべきものと考えています。県としても地域の関係機関の連携が形だけのものにならないよう、しっかり市町村を支援していきます。</p>
65	<p>児童発達と放課後デイの子どもを預かる勤務時間がこの時代において、夕方5時前後というお粗末さ。一度保育所で預かったお子さんを児童発達の送迎サービスが保育所に迎えに来て、訓練後のお子さんは、また保育所へ戻しに来るという横着さ。子どもの心は疲弊しており、いくら保護者の了解を得たとはいえ、子ども真ん中の政策からは離れていってる現状にお気づきか。また、訓練後保護者に帰さず保育所へ返しに来ることで、預かった状態の子どもの保護者への説明は、確実に一步遅れていることになっている現実。ましてや、無意味な施設間連携の名の下に行われており、制度上に何の担保が保育所にはない状態。保育士の負担感が増えていくのはまさにこの問題があるから。児童発達とは夕方には閉所して、保育所はローテを巡らせて悪戦苦闘しながら午後7時まで開けている始末。本気で子どもに取り組むなら、特に保育所で働く保育職員の環境の緩和に手を打つことが大事</p>	<p>送迎のあり方については給付決定主体である市町村と地域の事業所、保育所等が密に連携を図り、個々の児童の状況に応じた適切なサービスを提供すべきものと考えています。</p> <p>ご指摘の点につきましても、まずは市町村の自立支援協議会等を通じて、関係者がより適切なサービス提供のあり方を協議していくことが望ましいと考えています。</p>



No.	ご意見等	県の考え方及び反映状況
66	<p>現在の大分県の少子化が進んでいる要因を理解できる内容で良かった。大分子どもまんなかプラン(第5期計画)では少子化の原因が婚姻件数が戦後最少や出生数、合計特殊出生率が過去最少など深刻な少子化問題に大分県が直面している事がわかった。これらの課題を解決するための具体的な施策の内容や考えなど、現時点で考案している例を提示して欲しいと感じた。(例)結婚を希望する若者の支援 →OITAえんむす部出会いサポートセンターの普及・発展。(例)出産・子育ての希望をかなえることができる環境整備 →放課後クラブの充実と増加。上記のように、具体的な施策を大分子どもまんなかプラン(第5期計画)に掲示して貰えると、出産・子育てや結婚を希望する若者にとっての頼り所になると思うし、子ども未来課の政策にも興味を持ちやすくなると思った。</p>	<p>取組の提示として、合計66件のトピックを掲載します。 例：○結婚を本気で希望する若者を応援！ 「OITAえんむす部出会いサポートセンター」 ○「放課後児童クラブ」について</p>
67	<p>18歳未満の子ども、青少年への様々な費用の無料化を大分県主体で進めて欲しい。これさえ整えば、各市町村毎に行っている様々な子育て世代への補助金や移住者への補助金など不要だと思う。</p>	<p>市町村における子ども施策の方向性を定める市町村子ども計画は、子ども基本法第10条より、国が策定する子ども大綱及び都道府県子ども計画等を勘案して定めることとされています。市町村の自主性を尊重しつつ、子どもまんなか社会の実現に向けて、国、市町村と連携を図りながら取組を進めていきます。</p>
68	<p>多様性を受け入れる社会作りの部分で、計画としてあがっていますように。先日から様々な事件を受け(耳の不自由な方が自分の子どもを殺害してしまう事件等) 障がいを持った子どもさんを体が不自由な保護者様が子育てする上での支援であったり、多国籍家族への支援であったり、医療ケアの必要な子どもさんが、保育園や学校で自分の成長し発達した力を最大限に発揮できる機会をつくる等。子どもも大人も、ともに生きともに育ち合える広い意味でのインクルーシブな社会が実現できればと思います。</p>	<p>社会全体が子育てを応援し、すべての子どもが健やかに生まれ育つことができる、温かい社会づくりをめざします。</p>

No.	ご意見等	県の考え方及び反映状況
69	<p>以前に認可保育園の経営者は皆(利益が出過ぎて)税金対策に苦慮していると税理士事務所の実務担当者から聞いたことがあるが、現場で働く保育士は子どもと遊ぶ人でなく幼き命に対してその尊厳をリスペクトできる稀有な人材であることを認識してそれに見合った報酬が支払われてしかるべきと思う。</p>	<p>保育園に支払われる委託費等は、国が定めた基準により利用定員や保育の取組内容に応じて公定価格として算定されています。</p> <p>保育所から保育士等に支払われる給与は、国の通知により、地域の給与水準と均衡していることや一部の職員のみ均衡を失する手当が支払われていないことなど、適切な給与水準を維持することとなっています。</p>
70	<p>昨今、子どもを取り巻く環境は、ずいぶん整備されてきているにもかかわらず、子どもを巻き込む悲しい出来事は後を絶たない。社会全体で子どもを守るしくみが、今後も進化していくことを望みます。第5期計画の趣旨が尊重され、社会が少しずつでも、大切な子どもの成長を守っていけるよう私自身も、身近なことから、取り組んで行きたいと思います。地域の子どもたちに、目を向けかかわっていきたいと思います。</p>	<p>保護者はもとより、社会全体が子育てを応援し、すべての子どもが健やかに生まれ育つことができる、温かい社会づくりをめざします。また、こども・子育て支援の取組を通じて、より多くのこどもの笑顔をはぐくみ、生んで良かった、生まれて良かった、住んで良かったと思える大分県の未来を拓き、「子育て満足度日本一」の実現をめざします。</p>
71	<p>大分こどもまんなかプラン 子育て満足度日本一を目指すためには、大分県が全国に先駆けて、「こどもまんなか」を実現できる体制づくりが必要と考えます。こども施策の効果があがることで、大人になってからの社会的課題も軽減できるのではないのでしょうか。現在、福祉保健部、生活環境部、総務部、教育委員会等で縦割りに事業が実施されていますが、「こども局」など総合的に推進する体制について、大分県も議論を進めてほしいと思います。</p>	<p>「大分こどもまんなかプラン」は大分県こども計画として他部局の計画(8つの計画)を包含した内容となっています。県のこども施策の方針を総合的かつ一体的に定めた計画を基軸に各部局が連携しつつ、その専門性も生かしつつ、切れ目のないこども施策を推進していきます。</p>